

# 高齢者虐待防止のための指針

令和6年 訪問看護ステーションわざケア

# 目次

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方	2
2. 虐待の定義	2
3. 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	3
4. 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	3
5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	4
6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制	4
7. 成年後見制度の利用支援	4
8. 虐待等に係る苦情解決方法	4
9. その他虐待防止の推進のために必要な事項	4

## 1. 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

株式会社わぎケア 訪問看護ステーションわぎケア（以下、本事業所）では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

## 2. 虐待の定義

令和5年7月 厚生労働省 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引より引用  
高齢者虐待の種類

### (1) 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

### (2) 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

### (3) 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 放棄・放置（ネグレクト）

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

### (5) 経済的虐待

養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3. 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

#### (1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

#### (2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員会の委員は、所長、看護師、理学療法士または作業療法士とする。

#### (3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は年に1回開催し、必要に応じて追加の臨時会合を実施する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

#### (4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ・虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ・職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ・虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ・虐待が発生した場合の対応に関すること
- ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること

### 4. 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

#### (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）

#### (2) 新任職員への研修の実施

#### (3) その他必要な教育・研修の実施

#### (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

## 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに区市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

## 6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は委員会とする。

(2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 本事業所職員による虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は虐待等が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

## 7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を所長に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3) 対応の結果は相談者にも報告する。

## 9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。